

第三節 出願と同時にする手続の方式

I 出願時の特例の規定の適用を受けようとする場合

1. 商標の出願時の特例の規定の適用を受けようとする場合の手続（商9）

(1) 願書の「【整理番号】」の欄の次に「【特記事項】」の欄を設けて「商標法第9条第1項の規定の適用を受けようとする商標登録出願」と記載します。

(2) 証明書の提出は「出願時の特例証明書提出書」に証明書を添付して提出します。

なお、証明書の提出は商標登録出願の日から30日以内にしなければなりません(商9(2))。この期間内に証明書を提出できなかった場合は、以下のとおりとなります。

(i) 平成27年改正法

上記(2)の期間内に証明書を提出できなかった場合は、期間経過後2月以内に限り証明書をすることができ(商9(3)、商施規6の2(2))、証明書を提出する際には期間延長請求書を提出しなければなりません(商施規6の2(3))。

また、期間経過後2月以内に証明書を提出できない場合でも、証明書を提出する者のその責めに帰することができない理由がある場合には、その理由がなくなった日から14日(在外者にあつては2月)以内で、その期間経過後6月以内に限り証明書を提出することができます。

なお、平成28年3月31日以前に平成27年改正前商標法第9条第2項に規定する期間を経過している商標登録出願については、当該規定は適用されません(平成27年改正法附則第3条)。

(ii) 平成26年改正法

上記(2)の期間(平成27年改正前商標法第9条第2項に規定する期間)内に証明書を提出できなかった場合で、提出する者のその責めに帰することができない理由がある場合には、その理由がなくなった日から14日(在外者にあつては2月)以内で、その期間経過後6月以内に限り証明書を提出することができます。

なお、平成27年3月31日以前に平成26年改正前商標法第9条第2項に規定する期間を経過している商標登録出願については、当該規定は適用されません(平成26年改正法附則第5条)。

[記載例]

| | |
|--------|-------------------------------|
| 【書類名】 | 商標登録願 |
| 【整理番号】 | T〇〇〇〇〇〇-〇〇 |
| 【特記事項】 | 商標法第9条第1項の規定の適用を受けようとする商標登録出願 |
| (【提出日】 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日) |

II パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張する場合

1. 優先権の主張

- (1) パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国、商標法条約の締約国又は優先権主張に関し相互主義を採る国として特許庁長官が指定した国のいずれかにおいて正規に特許出願若しくは実用新案、意匠若しくは商標の登録出願をした者又はその承継人は、他の同盟国等に出願をすることに関し、以下に定める期間中優先権を有します（パリ条約第4 A (1)、特43の2 (2)を準用、商9の2、商9の3）。
- (2) 優先期間は、6月です（パリ条約第4 C (1)）。

2. 優先権の主張の効果

上記の期間満了前に他の同盟国等においてされた後の出願は、その間に行われた行為、例えば、他の出願、当該発明の公表又は実施、当該意匠に係る物品の販売、当該商標の使用等によって不利な取扱いを受けません。また、これらの行為は、第三者のいかなる権利又は使用の権能も生じさせません（パリ条約4 B）。

3. 優先権の主張の手続（特43(1)、(2)、(3)、特43の2(3)を準用）

- (1) 願書の「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて国・地域名及び出願日を記載します。
- (2) 優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の欄の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載します。
- (3) 証明書の提出は「優先権証明書提出書」（特施規第27条の3の3様式第36を準用）に証明書を添付して提出します。

なお、証明書の提出は、出願日から3月以内に提出しなければなりません（特43(2)を準用、商13条(1)）。この期間内に証明書を提出できなかった場合は、以下のとおりとなります。

(i) 平成27年改正法

上記(3)の期間内に証明書を提出できなかった場合は、期間経過後2月に限り証明書を提出することができ（商施規7の2(1)）、証明書を提出する際には期間延長請求書を提出しなければなりません（商施規7の2(2)）。

また、期間経過後2月以内に証明書を提出できない場合でも、証明書を提出する者のその責めに帰することができない理由がある場合には、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内でその期間の経過後6月以内に限り証明書を提出することができます。証明書を提出する者の責めに帰することができない理由が、証明書を発行すべき官庁の事務の遅延による場合には、証明書を入手した日から1月（在外者にあつては2月）以内に限り証明書を提出することができます（商施規7の2(3)）。

なお、平成28年3月31日以前に上記(3)の期間（平成27年改正前商標法第13条第1項において読み替えて準用する平成27年改正前特許法第43条第2項に規定する期間）を経過する商標登録出願については、当該規定は適用されません（平成27年改正法附則第3条）。

(ii) 平成26年改正法

上記（3）の期間（平成27年改正前商標法第13条第1項において読み替えて準用する平成27年改正前特許法第43条第2項に規定する期間）内に証明書を提出できなかった場合で、提出する者のその責めに帰することができない理由がある場合には、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内で、その期間経過後6月以内に限り証明書を提出することができます。

なお、平成27年3月31日以前に上記（3）の期間（平成26年改正前商標法第13条第1項に規において読み替えて準用する平成26年改正前特許法第43条第2項に規定する期間）を経過する商標登録出願については、当該規定は適用されません（平成26年改正法附則第5条）。

Ⅲ 商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする場合

1. 商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする場合は、次の要領で作成した説明書を願書に添付します。
2. 説明書には「商標法第5条第6項ただし書の適用」と記載し、その次に商標登録を受けようとする商標を記載し、商標記載欄の色彩と同一の色彩を付すべき部分から引出線を引き、その旨を記載します。この場合において、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて「商標法第5条第6項ただし書説明書」と記載します。